

厚岸町規則第24号

厚岸町立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町立保育所管理規則の一部を改正する規則

厚岸町立保育所管理規則（昭和35年厚岸町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の表を次のように改める。

区分	形態	勤務時間	備考
月～金曜日	通常	午前8時30分～午後5時15分	
	早番	午前7時30分～午後4時15分	
	遅番	午前9時30分～午後6時15分	
土曜日	通常	午前8時30分～午後0時00分	
	早番	午前7時30分～午前11時00分	
	遅番	午前8時50分～午後0時20分	

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号(第3条関係)

その1

3歳以上児用

年度 月間指導計画

月【 歳児 組】

月のねらい		所長	主任	主査	担当
子どもの姿		行事			
目標・内容		環境・構内・園庭事項			
生活	生命・情緒				
	健康・人間関係・異文化理解・言語・表現				
食育					
協働・連携 (家庭・小学校等)					
評価・反省					

月のねらい		所長	主任	主査	担当
子どもの姿					
内容		環境・構成・配慮事項			
養護	生命・情緒				
	生活 (食事・睡眠・排泄)				
	安全				
	食育				
個別計画	名前	子どもの様子			
	歳 か月	保育士の援助・配慮			
	歳 か月				
協働・連携 (家庭・小学校等)					
評価・反省					

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。